

1 危機管理（危機管理室）

地震や風水害などの自然災害や、大規模火災、コンビナート災害、武力攻撃事態等、市民生活に不安を与える危機事象から、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の安全と安心を確保する必要がある。

そのため、危機管理室は、災害対策基本法、地域防災計画、国民保護計画等に基づき、庁内関係部局や庁外防災関係機関と連携の上、危機事象の原因と状況を把握・分析し、被害や影響を回避・軽減するための適切な対応について総合調整を図る。

また、危機事象への迅速かつ適切な初動対応を一元的に担う組織として、危機事象発生時には、危機管理センターを設置し、情報の収集及び分析をはじめ、災害対策本部等の運営等を行っている。

2 防災対策（危機管理室）

（1）堺市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、堺市防災会議が作成する「堺市地域防災計画」により、本市域に係る災害に関し、本市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施する。

また、防災基本計画や、大阪府地域防災計画、関連法令及び計画の修正等を踏まえ、堺市地域防災計画を適宜修正（直近は令和6年3月修正）する。

（2）堺市国民保護計画

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき策定した「堺市国民保護計画」により、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃等による災害への対処措置などの「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」を実施する。また、堺市国民保護措置実施マニュアルを策定し、保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう体制整備を進めている。

（3）堺市国土強靱化地域計画

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき策定した「堺市国土強靱化地域計画」により、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組を推進している。なお、近年の洪水氾濫や内水氾濫、土砂災害、高潮等の風水害リスクや、堺市基本計画2025・堺市SDGs未来都市計画との整合などを踏まえて、令和4年3月に改訂した。

（4）防災行政無線

災害時において、防災関係機関との情報連絡や、気象警報や避難指示等の避難情報等について市民へ迅速な伝達を行うため、防災行政無線を整備している。この通信は、市役所本庁に設けた基地局と、市内に配備された同報局と移動局その他受信局により構成されている。

また、気象警報や避難所の開設、避難情報の発令など防災行政無線の内容と同様の防災情報を

電話で確認することができる「防災情報テレホンサービス (050-5536-6956)」を提供している。

無線系統

同 報 系	災害に伴う避難指示等の避難情報、警報や注意報などを一斉に広く周知・伝達するために、同報系無線を整備している。津波や河川洪水の浸水想定区域、土砂災害危険箇所などに屋外スピーカーを整備している。また、指定避難所や市の出先機関、防災関係機関や各校区自主防災組織代表者宅等に戸別受信機を設置している。
移 動 系	災害対策本部と区災害対策本部、防災関係機関との相互情報連携や、本部と現場との情報伝達など、各種防災対策を講じるために必要な移動系無線を整備し、情報連携の充実を図っている。
相 互 系	堺泉北臨海コンビナート地域でのコンビナート災害対策等として、危機管理室無線室や防災関係機関、近隣市に可搬式移動局を設置、消防、警察やコンビナート事業所等との相互の情報連絡を主目的とする。
I P 無 線 機	インターネット機能を用いたシステムへの情報入力や画像データの送信など、避難所や災害発生現場からの情報共有を迅速かつ正確に行うことができる機能を有する「IP無線機」を導入し、大規模災害発生時等における本市の災害対応能力の向上を図っている。

(5) 多様な手段での情報伝達

防災行政無線以外にも、Lアラートを通じたテレビやラジオ、登録制のおおさか防災情報メール、ホームページ、聴覚障害者の方向けのファックス、SNS (X・LINE)、大阪防災アプリ、広報車、緊急速報メール、土砂災害危険箇所への戸別避難情報配信システム (メール・電話) など、多様な手段で市民へ気象情報や避難情報の伝達を行っている。

(6) 防災テレメータシステム

市内17箇所に設けた観測局により収集した雨量、主要な河川の水位、防災上重要なため池の水位、潮位、気圧や風向・風速等の情報や大阪府等から収集した気象情報や防災関連情報を一体的に管理し、防災対策へ活用するほか、防災関係機関や市民に情報提供を行っている。

・インターネット <http://www.kikikanril.city.sakai.lg.jp/index.htm>

(7) 堺市防災マップ (ハザードマップ)

河川氾濫や土砂災害、津波など、発生が懸念される災害の種類ごとに、想定される被害や影響範囲、避難方法等の情報を住民にわかりやすく提供し、平常時からの防災意識の向上と自発的な

避難の心構えを醸成するため、令和4年3月に防災マップを大幅にリニューアルした。次のハザードマップ情報をまとめた区ごとの防災マップや対象者別（シニア世代向け、子育て世帯向け、やさしい日本語版）マップを作成し、防災啓発を行っている。

- ・津波ハザードマップ
- ・土砂災害、洪水ハザードマップ
- ・内水ハザードマップ
- ・高潮ハザードマップ

なお、令和5年4月に視覚障害者に向け、災害リスクが伝わりやすい工夫を施した区別防災マップ点字版・音声版を作成した。

(8) 指定避難所及び指定緊急避難場所

家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、居住不可能になった場合に住民等が避難生活を送るための指定避難所や、危険が急迫し避難を必要とする住民を臨時に受け入れるための指定緊急避難場所の指定を行っている。指定避難所は市立の小・中・高等学校等及び府立高等学校のほか、スポーツ・文化施設を中心として指定している。風水害時は108箇所、地震災害時は162箇所の指定避難所を開設する。

(9) 指定避難所等における食料等の備蓄

大地震などの災害に備え、各区役所の備蓄倉庫のほかに市立小中学校や、府立高校、体育館等の指定避難所162箇所のうち160箇所（残り2箇所は施設内に備蓄）に災害用備蓄倉庫や災害用備蓄物置を設置している。内部には市域に甚大な被害が想定される上町断層帯地震での想定避難者数約139,000人の3食分と避難所避難者以外の需要を想定した量の食料や毛布、仮設トイレ、発電機、投光器のほかに、感染症対応物品の衛生用品（マスク、消毒液、非接触型体温計など）や段ボールベッド、パーテーション、人命救助に必要なのこぎりやバールなどの救助資器材などを備蓄している。

さらに、民間企業との間で物資供給等の協力に関する協定を締結することにより、生活必需品を迅速に供給できる体制を確保している。

(10) 自主防災組織の活動支援

「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自助・共助の精神と連帯感に基づき、校区自治連合会で結成されている自主防災組織に対して、発災時における避難誘導や救出救護等の初期活動のほか、市やボランティア等と連携した自主的な避難所の運営ができるよう、地域の防災力の向上と自主防災組織活動の活性化を進めている。また、各区役所において災害図上訓練のサポート、出前講座、自主防災組織が実施する防災訓練に対する指導・助成や、避難行動要支援者対策などの支援を実施している。

(11) 防災訓練

各種防災計画の習熟、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚と知識の向上、防災体制の検証等を目的に、次の訓練体系により計画的に実施している。

- ・総合防災訓練

11月5日（津波防災の日・世界津波の日）にあわせて、堺泉北港堺第2区基幹的広域防災拠点にて、近畿地方整備局と合同で、自衛隊、海上保安庁、警察など防災関係機関や、ライフライン、情報通信企業、協定自治体・企業等の参加のもと、南海トラフ巨大地震や津波災害を想定した総合防災訓練を実施している。

- ・図上訓練

業務継続計画の検証や災害対策本部の機能強化、災害発生時の初動対応力の強化等を目的に、様々な図上訓練を実施している。

- ・防災関係機関、事業所等訓練

災害時におけるライフライン復旧訓練、業務対応訓練、事業所等によるコンビナート災害対応訓練などを実施している。

- ・大阪880万人訓練

毎年、9月の防災週間に、市民の皆様が地震発生時に様々な情報源から地震・津波発生情報を認識し行動できるようにすることを目的に、大阪府全域で実施している。

本訓練は、「大津波警報の発令」及び「大津波警報に伴う避難指示」の緊急速報メールを市内一斉に送信し、市民の皆様が身を守る行動や津波避難の行動をとり、企業や各種団体等が連動訓練を行うなど、それぞれ可能な範囲で訓練に参加できる。

（12）津波対策

市では、平成25年8月に大阪府より発表された、南海トラフ巨大地震の最大クラスの津波による津波浸水想定を踏まえ、住民が迅速かつ適切な避難行動が行えるよう取組を進めている。

- ・津波避難の基本方針

- ① 津波は自然現象であり、想定を超える津波が発生する可能性があるため、地震発生後、津波が内陸部に到達するまでの約100分間に、ＪＲ阪和線を目標に東の標高6.8mより高いところ（津波避難目標等）に徒歩で避難する。
- ② 災害時要配慮者や避難が遅れた避難者は、緊急一時的に津波避難ビル等へ避難すると津波避難計画で定めており、津波警報や大津波警報発表時に直ちに避難する地域を「津波避難対象地域」、大津波警報発表時に直ちに避難できるように準備し情報収集に努める地域を「津波注意地域」とし、避難情報の発信をより分かりやすくすることに加え、発信の手段についても多重化を図っている。

- ・津波避難ビル（指定緊急避難場所）

津波浸水想定地域内の3階以上で耐震性などの条件が整った建物を津波避難ビルとして指定し、表示看板を設置している。

- ・津波ハザードマップ

避難目標、避難経路、津波避難ビル等を記載した津波ハザードマップを作成し、津波避難対象地域の全戸に配布（平成26年2月）。

- ・ 堺市津波避難計画

最大クラスの津波から市民の生命と安全を守るため、津波避難の基本的事項や避難方法などを定めた堺市津波避難計画を策定（平成26年3月）。

- ・ 標高表示看板

日頃から地盤高を確認し安全な場所へ避難できるよう意識啓発を行うため、堺区と西区の津波浸水想定地域を中心に、標高表示看板を設置。

- ・ 津波率先避難等協力事業所登録制度

津波警報等が発表された際、企業や団体等が、自ら率先して速やかに避難行動をとりながら地域住民に避難を呼び掛けることで、ひとりでも多くの市民に避難行動をとってもらう事業所を登録する制度（平成25年5月）。

（13） 帰宅困難者対策

市では、地震発生時の交通機関の停止等による帰宅困難者の総数を約4万人、徒歩による帰宅者数を約32万人と推計している。消火活動や救急・救命活動等の人命救助活動を優先するため「堺市帰宅困難者対策ガイドライン」を策定し、平常時から市民・企業・事業所等が守るべきルールや発災時に市民・企業・事業所等が何をすべきか啓発を進めている。また、広域連携が重要であることから、関西広域連合を中心に一時滞在施設の確保や帰宅支援の取組等を進めている。

3 被災者の生活確保

（1） 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金

（危機管理室、各区役所自治推進課）

災害弔慰金の支給等に関する法律及び堺市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

区 分	対 象 者	内 容
災 害 弔 慰 金	堺市において住居が5世帯以上滅失するなど一定規模以上の自然災害で死亡した者の遺族	世帯主が死亡……………500万円 その他の者の死亡…250万円
災害障害見舞金	堺市において住居が5世帯以上滅失するなど一定規模以上の自然災害を起因とする重度の障害が残った者	世 帯 主……………250万円 その他の者……………125万円
災 害 援 護 資 金	一定規模以上の自然災害により負傷又は住居・家財等の被害を受けた世帯	被害の状況に応じ、最高350万円を貸付け（無利子（保証人有）又は利率年1%（保証人無））

（2） 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用される災害により、支給要件である全壊等の住家被害に遭った世帯に対し、生活等に必要な経費の支給を行う。

(3) 堺市災害応急救助要綱に基づく救済措置（危機管理室、各区役所自治推進課（堺区役所自治推進課は火災対応に限る。火災以外の災害への対応は堺区役所防災推進室））

災害救助法等による救済措置を受ける場合を除いて、風水害、火災などの災害による被害の程度により要綱に基づく見舞金支給などの救済措置を行う。

区 分			金額(円)
住居被害に対する見舞金	全焼全壊、流失	複数人世帯	50,000
		単身者世帯	30,000
	半焼半壊	複数人世帯	30,000
		単身者世帯	20,000
	床上浸水 土砂の堆積 火災による水損	複数人世帯	20,000
		単身者世帯	10,000
弔 慰 金			100,000
負傷見舞金			30,000